

教育・保育施設等における事故等発生時の報告及び地方自治体の対応について

令和8年4月14日
鳥取県子育て王国課

1. 事故報告

(1) 報告の対象となる施設・事業の範囲

- ① 特定教育・保育施設（認定こども園、保育所及び幼稚園）
- ② 幼稚園（特定教育・保育施設以外）
- ③ 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）
- ④ 地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業に限る。）
- ⑤ 届出保育施設
- ⑥ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(2) 報告の対象となる重大事故の範囲及び報告の取扱い

①-1 重大事故の範囲

- 死亡事故
- 治療に要する期間が30日以上（見込みも含む）の負傷や疾病を伴う重篤な事故等
 - ※ 事故発生時の医療機関受診等において、治療に要する期間の判断が困難でも、継続治療・療養が必要と診断された場合には、報告すること。（30日未満であった場合は取下げを行うため、判断に迷う場合は事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に報告すること。）
 - ※ アレルギー疾患によるアナフィラキシー症状は、疾病を伴う重篤な事故に該当するため、報告すること。
- 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ※ 「事故」が原因である場合は、報告を必要とする。
 - ※ 明らかに「病気」が原因である場合は、報告は不要とする。ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で報告する。（例 てんかん、けいれん（熱性、無熱性、憤怒）等）
 - ※ 原因が「不明」な場合は、報告を必要とする。報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を追加報告する。
- 救急搬送を要すると判断される程度の事故等であった場合（次の例示のような事故が想定されるが、他の事例も含む。）
 - （例示）・ プール活動、水遊びによる事故 ・ 屋外活動時の事故
 - ・ 遊具による事故 ・ 熱傷（やけど）
 - ※ 明らかに「病気」が原因である場合は、報告は不要とする。
 - ※ 原因が「不明」な場合は、報告を必要とする。
- 園児の見落とし等事案
 - 園内外問わず活動時において、園児のみが当該活動を行った後にその場所に取り残された状態で保育士等がその場を離れた事案、園児のみが当該活動を行った場所から離れた状態になり保育士等が見落としした事案（事故がない場合も含む）
 - ※ なお、園外活動に出かける前に園児のみがトイレ等に行き、一瞬は見落とししたものの探した結果見つかри、無事に園外活動に出かけることができたものなどは除く。

①-2 自動車への置き去り事故

- 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務付けられている自動車は以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合
 - ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
 - イ 安全装置の不適切な運用や故障等による事故

② 報告の取扱い

- 第1報による報告
 - 上記①に該当する場合に提出。（国事故報告様式の表面のみ記載）
 - やむを得ず速やかに事故報告書（国様式）の提出ができない場合は、電話により報告を行うこと。なお、その場合も別途、事故報告書（国様式）を作成し提出すること。
 - また、報告対象として判断に迷う場合は、子育て王国課に相談すること。
- 第2報による報告
 - 第1報での報告内容に状況の変化や事故発生の要因分析や検証結果を追記して提出。（国事故報告様式の表面に追記及び裏面に記載）

(3) 報告期限

【第1報】原則事故発生日（遅くとも事故発生日翌日）

【第2報】原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。

(4) 報告のルート

① 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び延長保育事業者

第1報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 県民福祉局 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告 ※東部5市町は直接子育て王国課へ報告
第2報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 県民福祉局 → 子育て王国課 → 国 ※東部5市町は直接子育て王国課へ報告

② 幼稚園（特定教育・保育施設以外）

第1報	施設・事業者 → 子育て王国課 → 国 ※子育て王国課は報告内容を当該施設所在市町村へ報告
第2報	

③ 届出保育施設

<鳥取市以外>

第1報	施設・事業者 → 県民福祉局 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は県民福祉局にあわせて、子育て王国課にも報告 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告 ※子育て王国課は報告内容を当該施設所在市町村へ報告
第2報	施設・事業者 → 県民福祉局 → 子育て王国課 → 国 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告

<鳥取市>

第1報	施設・事業者 → 鳥取市 → 国 ↳ 子育て王国課
第2報	

※鳥取市（中核市）は、本来であれば子育て王国課への報告は不要であるが参考送付とする

④ 放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業

第1報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告
第2報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 子育て王国課 → 国

⑤ 病児保育事業

<鳥取市以外>

第1報	事業者 → 市町村 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告
第2報	事業者 → 市町村 → 子育て王国課 → 国

<鳥取市>

第1報	事業者 → 鳥取市 → 国 ↳ 子育て王国課
第2報	

※鳥取市（中核市）は、本来であれば子育て王国課への報告は不要であるが参考送付とする

⑥ 一時預かり事業

<鳥取市以外>

第1報	事業者 → 市町村 → 県民福祉局 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告
第2報	事業者 → 市町村 → 県民福祉局 → 子育て王国課 → 国 ※東部4町は直接子育て王国課へ報告

<鳥取市>

第1報	事業者 → 鳥取市 → 国 ↳ 子育て王国課
第2報	※鳥取市（中核市）は、本来であれば子育て王国課への報告は不要であるが参考送付とする

⑦乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

第1報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 県民福祉局 → 子育て王国課 ↳ 子育て王国課 → 国 ※事故発覚及び国報告の遅れを防ぐため、事業者は市町村にあわせて、子育て王国課にも報告 ※東部5市町は直接子育て王国課へ報告
第2報	施設・事業者 → 市町村（鳥取市を含む） → 県民福祉局 → 子育て王国課 → 国 ※東部5市町は直接子育て王国課へ報告

※施設・事業者から報告を受けた市町村は、適宜消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく報告）を行うこと。

(5) 土・日・祝日の連絡体制

土・日・祝日に事故が発生した場合は、以下の連絡先への電話報告に加えて、電子メールまたはファクシミリにより事故報告書（指定様式）を提出する。

電話（土日祝日のみ） 080-5728-5933
メールアドレス kosodate@pref.tottori.lg.jp
ファクシミリ 0857-26-7863

(6) 報告様式

国様式による

(7) 公表等（国通知抜粋）

都道府県・市町村は、報告のあった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。併せて、再発防止策についての好事例はこども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、(4)により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

2. 事故発生時の地方自治体の対応

○「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】（以下、「ガイドライン」という）」に基づき、以下の対応を行う。

○事故発生時の対応に係る施設種毎の地方自治体の役割分担は、ガイドラインに基づき以下のとおりとするが、県と市町村は必要に応じて連携して対応する。

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、延長保育事業者、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業（鳥取市以外）、一時預かり事業（鳥取市以外）、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）・・・【市町村】
- ・幼稚園（特定教育・保育施設以外）・・・【県】
- ・届出保育施設（鳥取市以外）・・・【県】
- ・鳥取市の届出保育施設、病児保育事業及び一時預かり事業・・・【鳥取市】

【関係者への連絡】

- ・役割分担に基づき対応
- ・可能な限り早期に職員が施設・事業者を訪問
- ・地方自治体内の各部署、関係機関への連絡
- ・施設・事業者がガイドラインに沿った対応を行っているか確認
- ・事故後の教育・保育の継続に支障がないか確認
- ・支障がある場合、他の施設での受入の要請等により、施設・事業者の運営を支援

【教育・保育の継続】

- ・施設・事業者がガイドラインに沿った対応を行っているか確認
- ・事故後の教育・保育の継続に支障がないか確認
- ・支障がある場合、他の施設・事業者での受入の要請等により、施設・事業者の運営を支援

【事故状況の記録】

- ・状況を時系列に記録する等適切に記録できるよう助言・指導

【保護者への対応】

- ・施設・事業者と保護者の間でトラブルが発生しないよう配慮する

【報道機関への対応】

- ・報道機関への対応窓口の一本化
- ・報道機関への対応の留意点等について、施設・事業者へ助言

【事実関係の整理】

- ・施設・事業者の職員の記録や現場確認の結果をとりまとめて事実関係を整理

【明らかな危険要因への対応】

- ・全ての施設・事業者に対し、危険要因について周知する

【事故後の検証】

- ・死亡事故等の重大事故について検証を実施

[参考] 根拠通知等**【国報告】**

- 教育・保育施設等における事故の報告等について
(令和8年3月30日付こども家庭庁及び文部科学省通知)

【事故】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて
(平成28年3月31日付内閣府、文部科学省、厚生労働省通知)
- 「学校事故対応に関する指針」の公表について（通知）
(平成28年3月31日付文部科学省初等中等教育局長通知)
- 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について（通知）
(平成28年12月21日付文部科学省初等中等教育局長通知)
- 「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）
(令和3年5月25日付文科省総合教育政策局長通知)

【見落とし等事案】

- 保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について
(令和4年4月11日付厚生労働省、内閣府事務連絡)